

令和5年度 事前評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	農村総合整備事業（下田原地区）														
担当部署	環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所 耕地課（連絡先 072-994-1515）														
事業箇所	四條畷市下田原														
事業目的	<p>本地区は、大阪府東北部の四條畷市東部の飯盛山など北生駒山地の東側、国道168号との間に位置し、「薬尾寺池」や「堂尾池」、「寒谷池」等のため池を主要な水源として稲作を行っている。</p> <p>現状では、区画はおおむね10a未満の未整備で農道に隣接しない農地も多く、高齢化に伴い農地の維持が困難になっている。耕作道路は小型車両のみ通行可能な狭小な道路である。地区内の水路は一部土水路区間もあり、老朽化が著しいため漏水等により水利機能に支障をきたしている。</p> <p>このため、本事業により、区画整理（道路・用排水路・暗渠排水整備）を実施し、生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手となる中心経営体への農地の集積により効率的かつ安定的な経営の充実を図り、本地域の豊かで競争力ある農業の実現に資することを目的とする。</p>														
事業内容	<p>ほ場整備 地区面積 23.3ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整地工…19.5ha ・道路工… 2.8km ・用水路工… 4.4km（開水路） ・排水路工… 4.2km（開水路） 														
事業費	<p>全体事業費：8.4億円（国：5.3億円、府：2.3億円、市：0.8億円）</p> <p>国事業：農地中間管理機構関連農地整備事業を活用 （内訳）工事費：6.9億円 測量試験費、換地費、補償費：1.5億円（内 文化財調査費0.2億円）</p>														
	<p>【事業費の積算根拠】 既存資料及び現地での調査・測量結果を基に工事数量を算定し、積み上げにより事業費を算出した。</p>	<p>【工事費の内訳】</p> <table border="0"> <tr><td>整地工</td><td>2.4億円</td></tr> <tr><td>道路工</td><td>0.5億円</td></tr> <tr><td>用水路工</td><td>1.3億円</td></tr> <tr><td>排水路工</td><td>1.8億円</td></tr> <tr><td>暗渠排水工</td><td>0.1億円</td></tr> <tr><td>附帯工</td><td>0.8億円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6.9億円</td></tr> </table>	整地工	2.4億円	道路工	0.5億円	用水路工	1.3億円	排水路工	1.8億円	暗渠排水工	0.1億円	附帯工	0.8億円	計
整地工	2.4億円														
道路工	0.5億円														
用水路工	1.3億円														
排水路工	1.8億円														
暗渠排水工	0.1億円														
附帯工	0.8億円														
計	6.9億円														
事業費の変動要因	<p>【他事業者との協議状況】 該当なし</p> <p>【今後の事業費変動要因の予測】 周知の文化財包蔵地に含まれており、文化財発掘調査結果によっては本調査費用及び文化財保護盛土費用が必要となり、事業費が変動する。</p>														

維持管理費	なし (整備後、本事業により造成される土地改良施設(道路・用排水路)は当該地区を事業区域とする四條畷市下田原土地改良区へ、土地改良換地により機能交換する道路・水路は四條畷市へ引き渡すため、大阪府の維持管理に係る費用負担はない。)
関連事業	農地中間管理事業 (本事業は全ての農用地について、農地中間管理事業での農地貸借が条件としている。)

2 事業の必要性等に関する視点

上位計画等における位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例 (H30. 4) ・おおさか農政アクションプラン (R4. 3)
優先度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(以下、「条例」という。)」の農空間保全地域制度では、地域単位で取り組む農地の利用促進に関する計画(農空間づくりプラン)の実現を関係機関とともに支援し、農空間の保全・活用を進めることとしている。 ・本事業は、おおさか農政アクションプランにおける「力強い大阪農業の実現(成長を支える生産基盤の整備)」に資するもので、農業経営の法人化による経営強化や担い手への農地の利用集積による高収益型農業の展開を図るため、早期に実現する必要がある。
事業を巡る社会経済情勢等	<p>【国の政策】</p> <p>農林水産省は、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担なしで区画整理等を実施する農地中間管理機構関連農地整備事業を推進している。</p> <p>【四條畷市の概要】</p> <p>大阪府の北河内地域に位置する市であり、大阪都心まで15kmほどの大都市近郊区にある。市域は、東西約7.3km、南北約5.3km、面積は18.69km²で、その3分の2は北生駒山地となっており、寝屋川市、大東市、交野市、奈良県生駒市に接している。</p> <p>西部は市街地を形成する平坦地で、一部は農地や社寺、史跡を残している。東部は大阪平野を眺める飯森山など北生駒の山々が連なり、その大半が金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな姿を見せている。また、下田原地区を含む東部の平坦地には、自然環境に恵まれた田園風景を形成している。</p> <p>農業振興に関しては、優良な農地を保全するとともに農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、四條畷農業振興地域整備計画を令和4年度に策定している。</p> <p>【事業地区の概要】</p> <p>下田原地区は、四條畷市域の東部に位置し、東は奈良県生駒市と接している。国道168号と国道163号が交差し、大阪と奈良とを結ぶ交通の要衝となっている。土地利用は農地や農業集落を基本としながらも、国道沿道にはJA支所など都市的な利用も進んでいる。</p> <p>事業区域面積の内訳は下表のとおり。</p> <p>また、受益者数62人、農地筆数410筆、平均区画面積約5aである。</p>

現況地目	田	畑	山林	道路・水路他	計
面積 (ha)	20.2	0.5	0.1	2.5	23.3

【事業化されるまでの経過】

○平成 30 年 12 月

下田原農空間づくり協議会（以下、「協議会」という。）を設立。翌年 2 月に知事により認定。同年、協議会が実施したアンケート結果の主なものは次のとおり。

- ・農地保全の取組として、農作業の委託の仕組みを希望する一方で、担い手への農地集積やまとまった農地の企業への貸借を望んでいる。
- ・ハード整備は、区画・農道・水路の一体的なほ場整備を希望する者が最多。

○令和元年 12 月

条例に基づく農空間づくりプラン「下田原農空間づくりビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定。ビジョンで目指す主な取組としては次のとおり。

- ・農業経営体制の整備と人材の確保・育成
- ・下田原の特徴を活かした儲かる農業経営
- ・魅力ある農空間の多面的活用と発信
- ・持続的な農業経営と農空間保全に資する基盤整備

○令和 2 年 3 月

協議会に次の 3 部会を設置し、ほ場整備の事業化に向けた具体的な検討を開始。

- ・農業経営・担い手対策部会（ソフト部会）
- ・儲かる農業・農空間の魅力発信部会
- ・基盤整備推進部会（ハード部会）

○令和 3 年度

ソフト部会では集落営農組織を専門研究分野とする学識経験者を迎え、集落営農に関する研修会・勉強会を実施。後の令和 5 年 1 月に「下田原ファーム合同会社（以下、「合同会社」という。）」が設立された。

○令和 4 年度

合同会社で大阪ではほとんど栽培されていない小麦の生産に取り組むことを決定し、先進地への視察、勉強会、農業改良普及員による指導のもと、秋には小麦の試作を開始。

また、農地所有者全員（62 人）から土地改良事業の実施に関する申出があった。令和 5 年 2 月に公表された人・農地プランでは、下田原地区の農業を担っていく中心経営体として合同会社が位置づけられた。

○令和 5 年度

農地所有者全員（62 人）から府が主体として土地改良事業を実施する同意書を取得。全ての農地に対する農地中間管理権が設定され、合同会社に使用貸借による権利が転貸された。現在、土地改良法の規定による事業開始手続中。

地元の協力体制等

本事業の実施についての協力体制は次のとおりである。

- 下田原農空間づくり協議会や四條畷市下田原土地改良区による地元の協力体制が整っている。
- 四條畷市農業委員会及び（一財）大阪府みどり公社は、事業実施に向け農地の権利設定を行っており、全面的な協力を得ることができる。

事業の投資効果
 <費用便益分析>
 または
 <代替指標>

【費用便益分析】

○総費用総便益比：1.36

・総便益額 B=1,024,887 千円 (①～⑤)

効果項目	総便益額
食料の安定供給の効果	
① 作物生産効果	34,835 千円
② 品質向上効果	6,240 千円
③ 営農経費節減効果	970,147 千円
④ 維持管理費節減効果	△78 千円
⑤ 国産農産物安定供給効果	13,743 千円
計	1,024,887 千円

・総費用 751,039 千円 (①+②)

① 当該事業費	646,223 千円
② その他費用	104,816 千円

【事業完了後 5 年以内の担い手^{※1}への集団化】

担い手への集団化率		増加
現況	0%	100%
計画	100%	

【販売額向上割合】

下田原ファーム合同会社により水稲を中心とした営農を行うとともに、事業実施前から栽培している高収益作物（なす、トマト、小菊）の規模拡大を進めることで、地区全体の販売額向上を図る。

販売額	向上率
現況	38%
50,012 千円	
計画	68,838 千円

※1 担い手とは、農業経営基盤強化促進法にもとづく市町村認定を受けた認定農業者及び認定新規就農者など

【算定根拠】

○新たな土地改良の効果算定マニュアルによる

・総便益

事業実施により、大型の農業機械導入が可能になることなどに伴う作付面積や収量が増加する作物生産効果や、国産農産物が安定的に供給される安心感を国民が享受できる国産農産物安定供給効果など、評価期間における効果額を現在価値化し算出

・総費用

当該事業による費用に資産価額及び評価期間（当該事業の工事期間+40年）における再整備費を加え、評価期間終了時点の資産価額を減じた事業費を現在価値化し算出

全ての農地を合同会社に集団化

<採択要件>

80%以上

高収益作物（なす、トマト、小菊）を含めた販売額向上

現況作物：水稲・小麦(15.8ha)

なす(0.3ha)

トマト(0.2ha)

小菊(1.3ha)

計画作物：水稲・小麦(15.8ha)

なす(0.5ha)

トマト(0.5ha)

小菊(1.5ha)

<採択要件>

事業完了後 5 年で販売額 20%以上向上することが見込まれること

事業効果の 定性的分析 (安全・安心、活力、 快適性等の有効性)	<p>【効果項目】</p> <p>○農業生産の安定及び農の成長産業化の促進</p> <p>ほ場整備を実施することにより農業用水が安定的に確保され、安心した農業生産が可能となる。また、営農の効率化が図られることにより、合同会社の経営の安定と収益性が向上し農の成長産業化に寄与する。</p> <p>○多面的機能の発揮</p> <p>営農活動を安定的に継続することにより、水田や畑などの農空間が保全されるとともに、地域住民の安らぎと潤いを与えることができる。また、農空間が有する防災や景観形成等の多面的機能が継続して発揮される。</p> <p>○農空間づくりプランの実現</p> <p>合同会社による将来の担い手となる若手後継者の育成、新規就農者の受け入れなどビジョンの実現につながる。</p>
-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 事業の進捗の見込みの視点

事業段階ごとの 進捗予定と効果	<p>○R 4 ほ場整備基本計画の策定</p> <p>○R 5 換地設計基準案の作成、換地素案の作成等</p> <p>○R 6 農村総合整備事業として着手予定</p>						
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	進 捗 予 定	測量 実施設計 換地計画 文化財調査	整地工 道路工 水路工 文化財調査	整地工 道路工 水路工	整地工 道路工 水路工	整地工 道路工 水路工 暗渠排水工 補完工	暗渠排水工 補完工 確定測量 換地処分
効 果	工事実施計画及び換地計画の樹立	営農環境の改善 (R 8以降 順次営農開始)				営農環境の改善及び地籍の確定	
完成予定年度	令和11年度						

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

代替手法との 比較検討	<p>○農道・水路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭小で不整形な区画が改善されない。 ・区画の整形がされないため、農道、水路の合理的な路線配置ができない。 ・意欲ある担い手への計画的な集積・集約は限定的となる。 ・農地の区画拡大や集団化が図れない。 <p>以上のことから、本事業以外に代替案はない。</p>
コスト縮減	<p>現況の水路が利用可能な箇所については有効活用し、また現場発生土の使用によるコスト縮減を図る。</p>

5 特記事項

自然環境等への影響とその対策	<ul style="list-style-type: none">・本地区は文化財の周知の包蔵地にあるため、調査を実施し保護が必要となる場合は適切な措置を講じる。・低排出ガス型や低騒音・低振動型の建設機械を使用するなど、環境に配慮した施工を行う。・実施設計において環境調査を踏まえて、ほ場との連続性を維持する施設（排水路等）での生物の生息環境への配慮対策について検討する。
その他特記事項	特になし

6 評価結果

評価結果	<p>「事業実施は妥当」</p> <p><判断理由></p> <p>農村総合整備事業「下田原地区」については、ほ場整備を行うことで本地区内の農用地が新たな担い手に集積・集約され農業生産力が向上するとともに、農空間の多面的機能が発揮され、地元の新鮮な農作物をより多くの府民に提供されることが期待される。このため、「事業実施は妥当」と判断する。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------